

# 「指定訪問介護」重要事項説明書



あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。 わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

# 1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会				
代表者氏名	理事長 濵田 和則				
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府門真市北島町 12 番 20 号 072-881-8201				
法人設立年月日 平成5年6月1日					

# 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ちどりヘルパーステーション				
介護保険指定	大阪府指定 第 27726000116 号				
事業所番号	入				
+ W + 1.1					
事業所所在地	大阪府門真市北島町 12 番 20 号				
連絡先	072-881-8201				
相談担当者名	相談担当者 鈴木 佳代子				
事業所の通常の					
	門真市・守口市・大東市・鶴見区				
事業の実施地域					

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪 問介護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する機能に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行う。

# (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月~日(祝日を含む)	
営	業時	間	午前7時~午後22時	

# (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月~日(祝日を含む)
サービス提供時間	午前7時~午後22時

# (5)事業所の職員体制

	(職名)	施設長(氏名)	大北	淳		
--	------	---------	----	---	--	--

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
サービス提供責任者	<ol> <li>指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。</li> <li>訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。</li> <li>指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。</li> <li>利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。</li> <li>訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の確認を行います。</li> <li>サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> <li>訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</li> <li>訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。</li> <li>訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。</li> <li>訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</li> <li>お問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。</li> <li>その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。</li> </ol>	常 勤 2 名
訪問介護員	<ul> <li>訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。</li> <li>サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。</li> <li>サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</li> <li>サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。</li> </ul>	非常勤 <mark>10</mark> 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

# (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容						
訪問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。						
食事介助	食事の介助を行います。						
入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。						
排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。						
特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く))の調理を行います。						
更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。						
身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。						
体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。						
移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。						
服薬介助	服薬介助 配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います						
体起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。						
介護自立生活支援のための見守り的援助	○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。) ○本の出入り時など自立を促すための声かけ(すっかりで必要な時だけ介助)を行います。(介護は必要な時だけで、事故がないます。(介護は必要時だけで、事故がないように見います。の移動うまに行き、利用者がもと見ずる。) ○本の移動の地を促すともに、転倒予防等のための発理を行います。 ○認知症の中の整理を行い、生活を収ります。						
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。						
生 <b>調理</b>	利用者の食事の用意を行います。						
生 活 援 <b>掃除</b>	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。						
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。						

### (2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

#### 【別表】を参照

## ◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
  - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

### 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

# 4 その他の費用について

	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。					
0 1 11	なお、自動車を使用した場合					
① 交通費	(1) 事業所から片道 2~5 キロメートル未満 200 円					
	(2) 事業所から片道5キ	ロメートル	以上 500円			
	請求いたします。					
	サービスの利用をキャンセ	ヒルされるサ	場合、キャンセルの連絡をいただ			
	いた時間に応じて、下記し	こよりキャ	ンセル料を請求いたします。			
	24 時間前までのご連絡の	場合	キャンセル料は不要です			
② キャンセル料	12 時間前までにご連絡の	<b>분</b> 스	1 提供当たりの料金の			
	12 時間削み ここと 建幅の	物口	10%を請求いたします。			
	   12 時間前までにご連絡の:	かい場合	1提供当たりの料金の			
12時間前などにこ建幅のない場合   50%を請求いたします						
		合には、キ	ヤンセル料は請求いたしません。			
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の   利用者の別途負担となります。						
居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 「おいっぱり」とは、カンスのでは、これで使用する電気、ガス、水道の費用						
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共 交通機関等の交通費 実費相当を請求いたします。						

# 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	アイ	利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の <b>翌月15</b> 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	アイ	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、 <b>請求月の20日まで</b> に、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)郵便局講座(ゆうちょ)からの自動引き落とし (ウ)現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ とがあります。)

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払 いいただくことがあります。

# 6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する<br/>訪問介護員等の変更を希望される<br/>場合は、右のご相談担当者までご<br/>相談ください。相談担当者氏名鈴木 佳代子連絡先電話番号072-881-8201同ファックス番号072-881-8115受付日及び受付時間月~金 9 時~17 時

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

X

### 7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用 者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が 行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行いま す。

### 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 大北	淳
虐待防止に関する責任者	鈴木	佳代子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。

- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居 人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町 村に通報します。
- (7) 虐待の未然防止、早期発見のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (8) 虐待の未然防止、早期発見のための指針の整備をします。
- (9) 虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。
- (10) 従業員が支援に当たっての悩みや相談の出来る体制を整えるほか、従業員は利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

# 9 秘密の保持と個人情報の保護について

# ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚 生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い (1) のためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 利用者及 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供を する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏ら びその家 族に関す しません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても る秘密の 継続します。 保持につ いて エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる ため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保 持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等に おいて、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報につ いても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族 の個人情報を用いません。 2 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙による 個人情報 ものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理 の保護に し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ついて ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する こととし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞 なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。 (開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

### 10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

主治医			病院名		
住所 連絡先					
緊急	氏名	続柄	住店	近	連絡帳 (自宅・携帯・職場)
ご家族 連絡先					

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害賠償 「しせつの損害補償」
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護 事業なども含めた医療行為を除くすべての業務が対象

# 12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

# 15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
  - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催すると ともに、その結果について従業者に周知します。
  - 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。
  - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

#### 18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 19 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- 〇 このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした 日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者)

<u>氏</u>	名	_(連絡先:	072-881-8201	)

## (2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス 区分・種類	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
例	11:00~12:00	身体介護	食事介助	0	OOO円	OO円
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						
	1週当たりの利	円	円			

# (3) その他の費用

① 六済典の左無	(左・無) 共一 ビュ担供1 同火まり	т
① 交通費の有無	(有・無)サービス提供1回当たり…	
② キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。	
③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書4一③記載のとおりです。	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書4一④記載のとおりです。	

# (4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安

## 20 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    - 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の 聞き取りの為の訪問を実施し、事情の確認を行なう。
    - 〇 管理者に事実関係の確認を行なう。
    - 相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行ない、時下の対応を決定する。
    - O 対応内容に基づき、必要に応じて関係者へ連絡調整を行なうとともに利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行なう。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する。)

<sup>※</sup> ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

<sup>※</sup> この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

O なお、第三者委員を経由して苦情・要望または相談があったものについては、定期的に 開催される運営会議などで相談の上対応方法を検討する。

## (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ちどりヘルパーステーション (ナーシングホーム智鳥内) 施設長 大北 淳	(所 在 地)大阪府門真市北島町 12番 20号 (電話番号)072-881-8201(ファックス番号)072-881-8115 (受付時間) 9:00~17:00(平日)
【市町村(保険者)の窓口】	<ul> <li>※守口市 高齢福祉課</li> <li>(所 在 地)大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号</li> <li>(電話番号)06-2992-1610</li> <li>(受付時間) 9:00~17:30(平日)</li> <li>※門真市役所 高齢福祉課</li> <li>(所 在 地)大阪府門真市中町1番1号</li> <li>(電話番号)06-6780-5200 (ファックス番号)06-6780-5201</li> <li>(受付時間) 9:00~17:30(平日)</li> </ul>
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	(所 在 地)大阪市中央区常磐町 1-3-8 (電話番号)06-6949-5418 (ファックス番号)06-6949-5417 (受付時間)9:00~17:00(平日)
【公的団体の窓口】 運営適正委員会	(所 在 地)大阪市中央区谷町7丁目4-15 (電話番号)06-6191-3150 (ファックス番号)06-6191-5660 (受付時間)9:00~17:00(平日)

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	大阪府門真市北島町 12番 20号	
事	法 人 名	社会福祉法人 晋栄福祉会	
業	代表者名	理事長 濵田 和則	印
者	事業所名	大阪府門真市北島町 12 番 20 号 ちどりヘルパーステーション	
	説明者氏名		印

# 事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住	所		
	氏	名	E	<b>[</b> ]

		所				
代理人	氏	名				印
	続	柄	電話	(	)	

		所				
代理人	氏					印
		柄	電話	(	)	